

第 4 回 嘉麻市水道事業経営審議会資料

令和 8 年 8 月
嘉麻市水道局

目 次

- 1 前回のおさらい
- 2 これまでの審議会を踏まえた参考資料
- 3 資産維持費の設定別将来推計
- 4 水道加入金について
- 5 今後の水道事業運営に関する取り組み

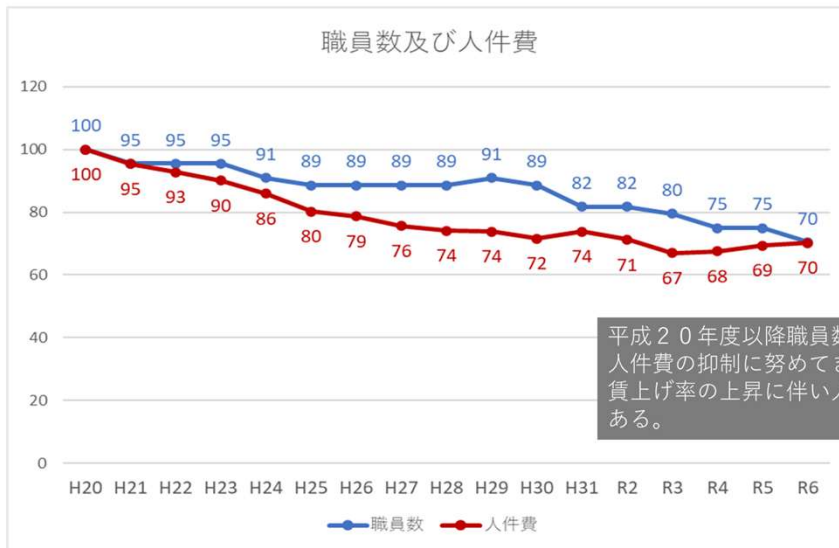
1 前回のおさらい

第3回審議会における協議事項の整理

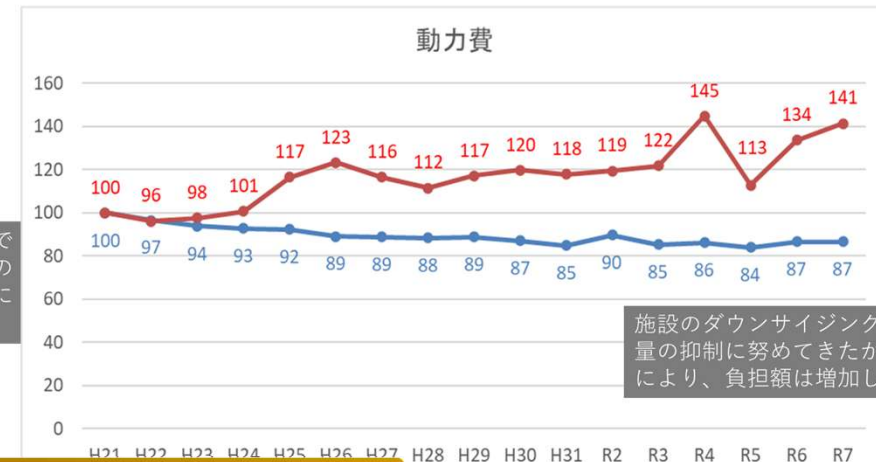
- ・ 水道料金算定要領に基づく水道料金改定額の算出方法及び素案の提示
- ・ 内部留保資金の目標額及び資産維持費割合の設定に係る課題の抽出
- ・ 固定費の口径別配賦に係る設定流量比の平準化に係る課題の抽出
- ・ 水道加入金や各種手数料による収入額増の検討

前回のおさらい

(1) 水道事業経費節減等の取組



(1) 水道事業経費節減等の取組

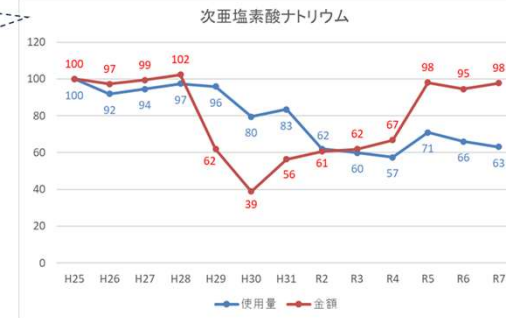


※このグラフは、平成20年度の職員数及び人件費の年度での職員数及び人件費の変化を比率で表している。

(1) 水道事業経費節減等の取組

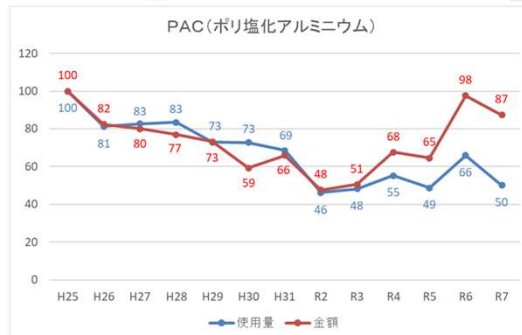
次亜塩素酸ナトリウムは、水道水の消毒に用いられ、蛇口で0.1mg/L以上（遊離残留塩素）を保つことが水道法で義務付けられている。

PAC（ポリ塩化アルミニウム）は、水処理において広く使われる無機凝集剤で、浄水の処理で威力を発揮し、特に微細な汚濁物質を短時間でまとめて凝縮させる効果がある。



使用量 金額

浄水場等の高圧電力の使用量及び料金を100として以降の年



施設のダウンサイジングに伴う配水量の減少により、薬品の使用量は平成25年度と比較し大幅に減少しているが、コロナ禍以降の令和3年度からの物価上昇の影響により、薬品費の負担額が上昇している。

※このグラフは、平成25年度の薬品（使用量及び料金を100として以降の年度での動力費の変化を比率で表している。

(2) 水道事業における県内各指標の比較

令和6年度給水原価及び供給単価の県内比較

(単位：円)

事業所名	給水原価	供給単価	料金回収率	純利(損)益
1 嘉麻市	159.29	147.59	92.7%	△ 30,972
2 久留米市	159.34	173.79	109.1%	447,592
3 筑後市	159.40	185.02	116.1%	120,689
4 中間市	162.64	149.20	91.7%	△ 21,798
5 広川町	165.23	218.74	132.4%	87,524
6 桂川町	172.87	150.50	87.1%	△ 24,247
7 久山町	172.97	200.20	115.7%	49,495
8 行橋市	174.40	206.79	118.6%	458,901
9 大木町	176.72	193.09	109.3%	19,725
10 岡垣町	178.94	177.69	99.3%	30,801
11 みやま市	179.35	185.52	103.4%	23,472
12 篠栗町	180.31	191.66	106.3%	61,154
13 飯塚市	180.36	192.40	106.7%	226,645
14 北九州市	181.45	144.87	79.8%	△ 846,136
15 大野城市	182.99	196.75	107.5%	520,571
16 柳川市	184.10	180.97	98.3%	△ 11,485
17 春日那珂川水道企業団	188.38	184.54	98.0%	252,245
18 福岡市	190.95	217.98	114.2%	6,451,126
19 三井水道企業団	191.24	204.17	106.8%	170,461
20 吉富町	191.75	204.67	106.7%	11,392
21 鞍手町	191.81	185.43	96.7%	△ 2,682
22 糸島市	195.72	222.61	113.7%	264,516
23 宮若市	196.01	201.18	102.6%	32,197
24 粕屋町	196.36	211.61	107.8%	104,135

事業所名	給水原価	供給単価	料金回収率	純利(損)益
25 朝倉市	196.99	175.78	89.2%	△ 12,240
26 宗像地区事務組合	202.19	206.89	102.3%	328,825
27 太宰府市	203.86	211.24	103.6%	143,510
28 筑紫野市	206.93	213.43	103.1%	200,655
29 志免町	210.00	230.74	109.9%	164,727
30 新宮町	210.33	209.67	99.7%	76,734
31 須恵町	213.17	214.60	100.7%	30,977
32 大川市	213.81	212.58	99.4%	13,074
33 古賀市	219.82	213.52	97.1%	38,788
34 直方市	219.88	221.73	100.8%	142,904
35 大牟田市	223.94	224.57	100.3%	196,075
36 宇美町	224.56	216.95	96.6%	66,412
37 苅田町	225.11	210.56	93.5%	6,059
38 添田町	228.98	207.44	90.6%	△ 11,325
39 田川広域水道企業団	234.84	202.85	86.4%	△ 219,148
40 香春町	237.04	212.06	89.5%	△ 18,702
41 八女市	239.02	245.23	102.6%	27,643
42 豊前市	240.83	208.37	86.5%	△ 9,765
43 小竹町	249.31	216.56	86.9%	△ 10,726
44 築上町	260.77	250.65	96.1%	36,835
45 大任町	305.48	326.32	106.8%	14,923
46 筑前町	310.30	247.40	79.7%	32,386
47 みやこ町	497.84	225.06	45.2%	△ 2,454
県内平均	191.28	194.09	101.5%	

《指標説明》

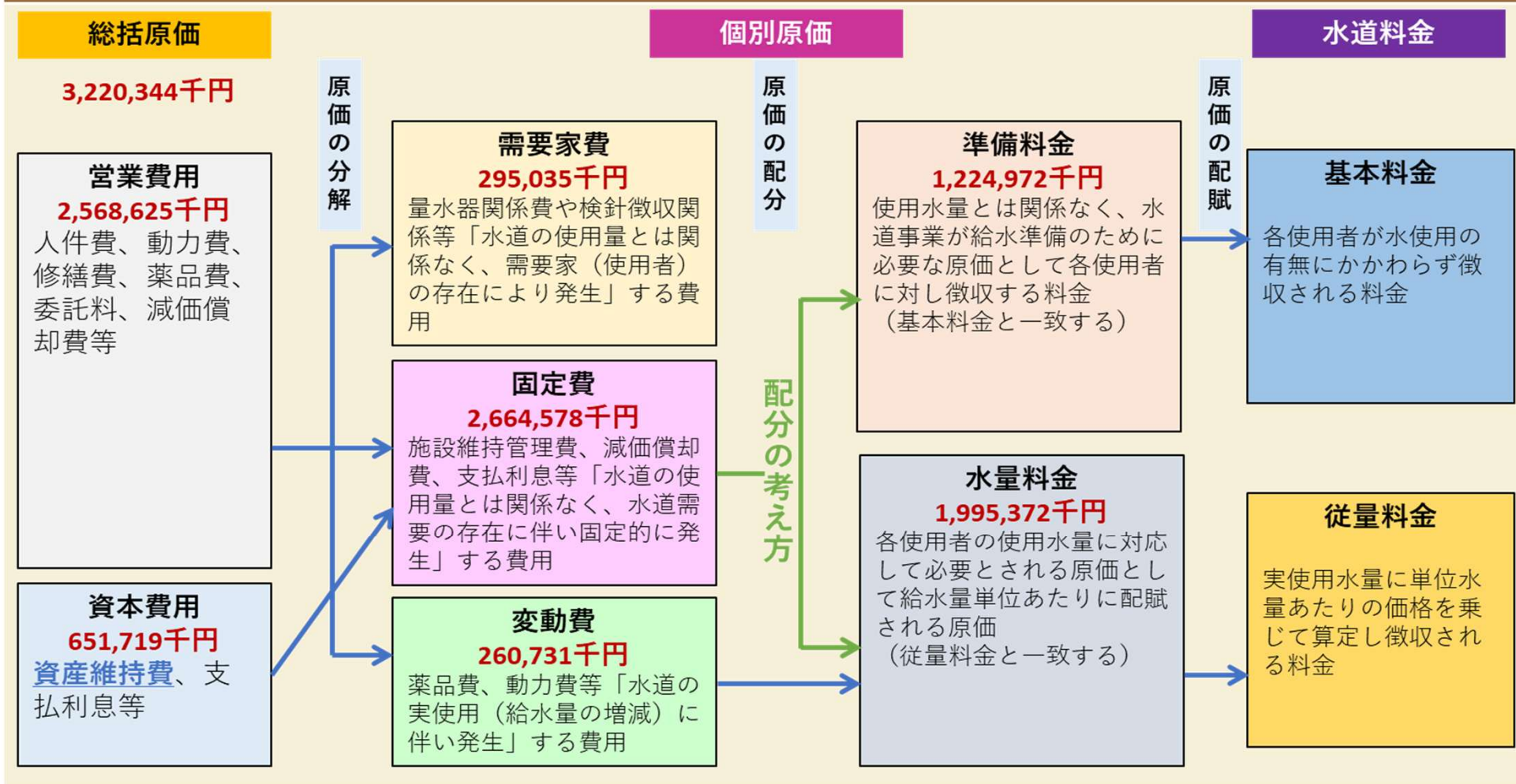
- ・ 給水原価：水道水 1 m³を給水するために必要な経費を示す指標（コスト）
- ・ 供給単価：水道水 1 m³あたりをいくらで販売したかを示す指標（リターン）
- ・ 料金回収率：「供給単価/給水原価」で算定。100を下回ると水道料金収入では費用を賄えないことを意味する。

出典：令和6年度福岡県の水道

(1) 総括原価に基づく水道料金算定

◎ 総括原価及び個別原価

総括原価の分解と料金体系への配賦



(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎基本料金

口径	水量	現行	資産維持費 2 %	
			改定後	差
13mm	4m³まで	490	575	85
	8m³まで	980	1,150	170
20mm	4m³まで	540	1,200	660
	8m³まで	1,080	2,400	1,320
25mm	4m³まで	580	1,825	1,245
	8m³まで	1,160	3,650	2,490
30mm	8m³まで	1,270	5,200	3,930
40mm	8m³まで	1,540	9,540	8,000
50mm	8m³まで	1,880	15,230	13,350
75mm	8m³まで	3,080	36,330	33,250
100mm	8m³まで	4,760	66,180	61,420

◎料金改定に伴う 1 か月分水道料金負担モデルケース比較

口径	使用 水量	現行 料金	資産維持費 2 %		利用モデル
			料金	上昇率	
13mm	4m³	539	633	17.3%	高齢者単身世帯
	8m³	1,078	1,265	17.3%	平均的な単身世帯
	20m³	3,058	3,971	29.9%	家族 3 人
	40m³	6,358	8,481	33.4%	家族 5 人
20mm	4m³	594	1,320	122.2%	高齢者単身世帯
	8m³	1,188	2,640	122.2%	平均的な単身世帯
	24m³	3,828	6,248	63.2%	家族 3 人
	40m³	6,468	9,856	52.4%	家族 5 人
25mm	40m³	6,556	11,231	71.3%	家族 5 人
	75m³	12,221	19,124	56.5%	平均的な使用水量
30mm	300m³	49,577	71,566	44.4%	平均的な使用水量
40mm	400m³	66,374	98,890	49.0%	平均的な使用水量
50mm	500m³	83,248	127,699	53.4%	平均的な使用水量
75mm	800m³	134,068	218,559	63.0%	平均的な使用水量
100mm	1,800m³	300,916	476,894	58.5%	平均的な使用水量

◎超過料金

口径	水量	現行	資産維持費 2 %	
			標準	差
全口径	1m³につき	150	205	55

この料金表に伴う料金改定率は 37 % となる。

※この表の金額は消費税相当額 10 % を含む

(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎ 3.7%改定による収支及び補てん財源の見通し

項目		R9 1年目	R10 2年目	R11 3年目	R12 4年目	R13 5年目	R14 6年目	R15 7年目
収益的支出		594,018	613,189	609,963	598,351	599,918	625,117	676,212
な改 し定	収益的収入	541,975	529,816	521,455	505,043	498,887	485,204	476,198
	収 支	△ 52,043	△ 83,373	△ 88,508	△ 93,308	△ 101,031	△ 139,913	△ 200,014
	補てん財源	126,718	△ 43,143	△ 185,120	△ 327,733	△ 426,717	△ 517,827	△ 725,635
3改 7定 %率	収益的収入	714,000	698,239	687,743	668,339	659,651	642,515	630,678
	収 支	119,982	85,050	77,780	69,988	59,733	17,398	△ 45,534
	補てん財源	298,743	297,305	321,616	342,300	404,079	470,280	416,952

3.7%改定による収支及び補てん財源残高の見込においては、改定後5年目の令和13年度において、約6千万円の黒字で推移し、内部留保資金となる補てん財源については、改定後3年目の令和11年度には目標値の3億円を達成できるものとなる。ただし、令和15年度には4千5百万円程度の赤字に転落する見込みであり、令和13年度以降に改めて料金改定を検討する必要がある。

◎この料金改定案に係る課題について

- ・ 内部留保資金を3億円以上の確保を目標として資産維持費の確保に係る割合を2%に設定しているが、資産維持費の確保に係る割合別の資料を策定し、収支及び内部留保資金の推移を検討。
- ・ 固定費の口径別配賦において、水道料金算定要領に示される口径別の設定流量比により算定しているが、20ページの「モデルケース比較」において、20mm及び25mm利用者の負担額が大幅に上昇することから、口径別の負担増加割合の平準化を検討する必要がある。

※ 次回審議会において、上記課題に対する対応案を提示する。

2 これまでの審議会を踏まえた 参考資料

(1) 各種指標の類似団体比較

●財務状況関係（令和6年度）

※類似団体とは、総務省の経営比較分析において設定される区分で、給水人口規模により決定される。嘉麻市は給水人口3万人～5万人の事業者に分類され、類似団体平均は、同規模として分類される193団体の平均値。

項 目	嘉麻市	数値 動向	類似団体 平 均	指 標 説 明	適正值
経常収支比率	94.9%	↓	108.0%	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標	100.0% 以上
累積欠損金比率	0.0%	↑	4.7%	営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失の状況を表す指標	0.0%
流動比率	194.7%	↓	320.0%	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等の保有状況の割合を示す指標	100.0% 以上
企業債残高対 給水収益比率	440.3%	↓	365.6%	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標	—
給水原価	159.3円	↑	184.3円	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかっているかを表す指標	—
供給単価	147.6円	→	177.3円	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表す指標	—
料金回収率	92.6%	↓	98.2%	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準等を評価する指標	100.0% 以上

(1) 各種指標の類似団体比較

●施設状況関係（令和6年度）

項 目	嘉麻市	数値 動向	類似団体平均	指 標 説 明
施設利用率	65.9%	↑	60.2%	施設の利用状況や適正規模を判断する指標
有収率	86.70%	↑	84.19%	施設の稼動が収益につながっているかを判断する指標
有形固定資産 減価償却率	51.6%	↑	52.4%	償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。
管路経年化率	25.0%	↑	25.0%	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。
管路更新率	0.55%	→	0.46%	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。
浄水場数	6力所	↓	7.9力所	浄水処理（水道水としての水質を得るため水を浄化すること）に必要な設備がある施設数
配水池数	14か所	↓	25.7力所	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池数

(1) 各種指標の類似団体比較

●費用構成（令和6年度）

項 目	人件費	支払利息	減価償却	動力費	光熱水費	通信運搬費	修繕費
類似団体平均 (a)	85,215	35,778	396,937	52,214	1,842	5,516	48,027
嘉 麻 市 (b)	124,439	20,345	283,047	47,034	409	4,443	14,602
差 (b)－(a)	39,224	△ 15,433	△ 113,890	△ 5,180	△ 1,433	△ 1,073	△ 33,425

項 目	材料費	薬品費	委託費	負担金	受水費	その他	費用合計
類似団体平均 (a)	2,572	5,828	116,185	6,117	150,254	44,191	950,675
嘉 麻 市 (b)	4,557	9,564	78,757	4,712	0	18,836	610,745
差 (b)－(a)	1,985	3,736	△ 37,428	△ 1,405	△ 150,254	△ 25,355	△ 339,930

(2) 施設整備に係る事業計画と減価償却費の見通し

嘉麻市水道事業施設・管路更新計画（令和5年3月策定）において、令和24年度までの施設整備に係る事業計画を定めており、当該計画に基づき各施設及び管路の更新を進めている。

施設名	数量	事業費	備考
管路布設替	49,400m	36.8億円	1982年以前に布設された水道管の更新事業
浄水場建替	2カ所	24.2億円	中益・上臼井（S44築）浄水場の建替
配水池建替	2カ所	5.9億円	尾浦（S38築）、柿ノ木第一（S41築）の建替
その他維持管理	—	3.9億円	既存水道施設の維持管理費
合 計		70.8億円	

現在作成している財政シミュレーションには、上記計画の年度別事業費を計上し、その財源として、企業債（起債）を下記のとおり充当することで想定している。

- ▶管路布設替 事業費の**50%相当額**を借入
- ▶配水池建替 事業費の**全額**を借入
- ▶浄水場建替 事業費の**全額**を借入
- ▶その他維持 **全額自主財源**で対応（借入なし）

《企業債活用の意義》

◎利用者負担の世代間の公平のための調整

建設当初の利用者だけでなく、企業債で賄うことは、元本や利息の支払いというかたちで将来の利用者と負担を分かちこととなり、利用者負担の世代間の公平を調整する役割を果たす。

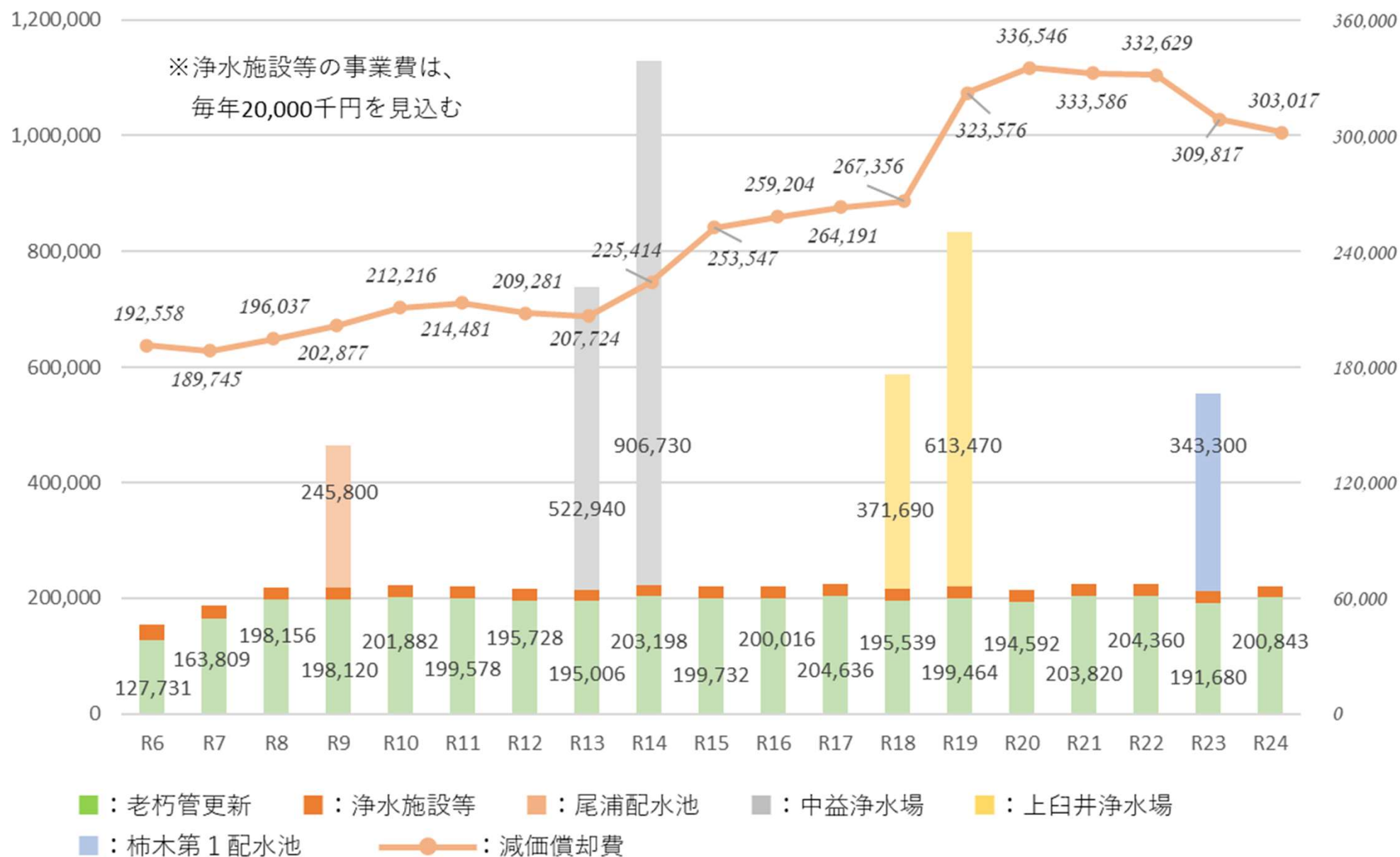
◎財政支出と財政収入の年度間調整

単年度に多額の財源を必要とする事業において、事業執行にかかる財政負担を「地方債の元本や利息の支払い」というかたちで後年度に平準化することができ、計画的な財政運営が可能となる。

(2) 施設整備に係る事業計画と減価償却費の見通し

水道施設等投資見通し

(単位：千円)

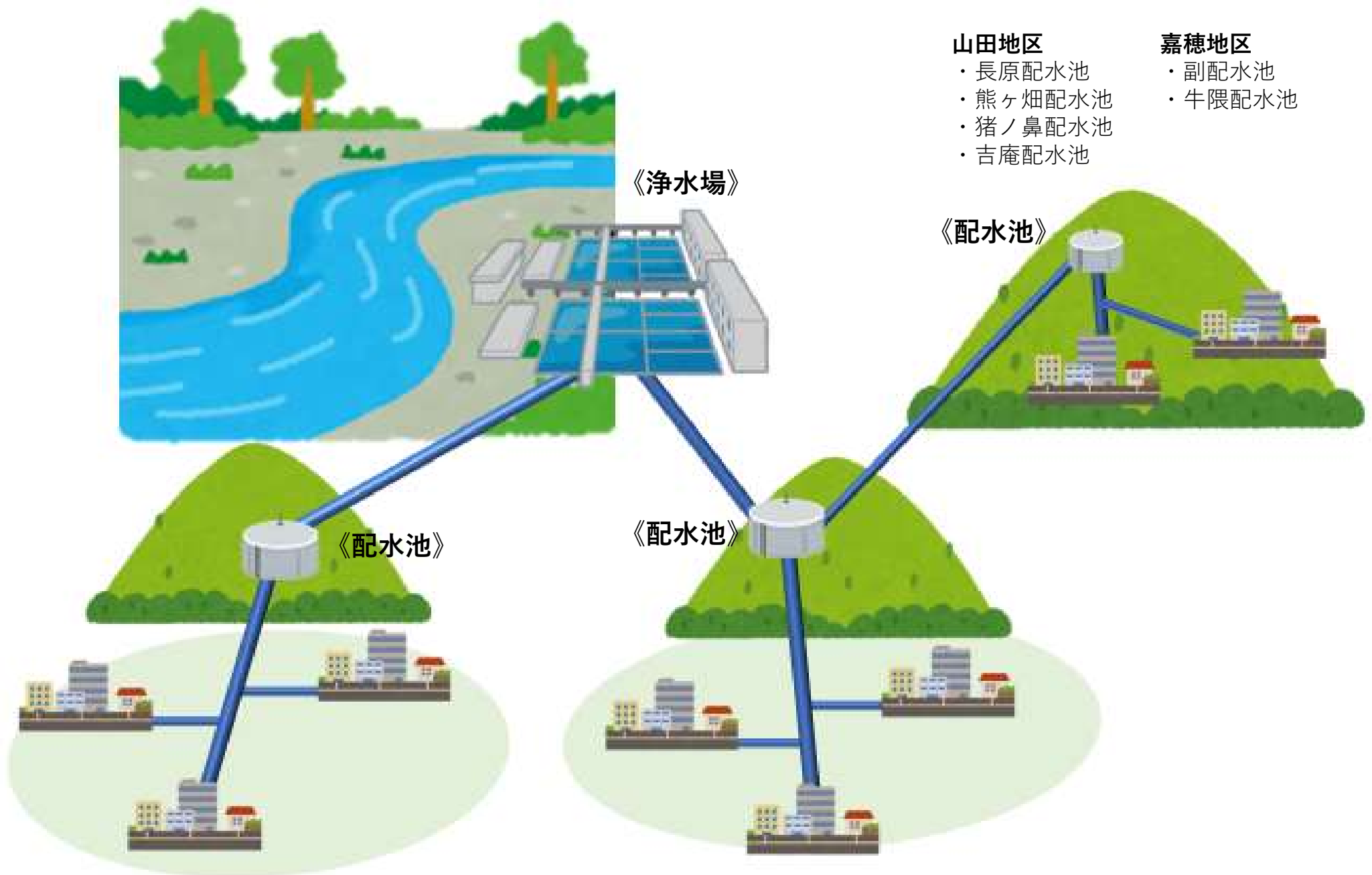


(2) 施設整備に係る事業計画と減価償却費の見通し

●築後40年を経過した主要施設

建築年度	施設名	地区	種別	改築年度	備考
S 3 7	鴨生浄水場	稲築	浄水場	利用中止 (H30)	施設能力 2,120m ³
S 3 8	尾浦配水池	山田	配水池	R 9	貯水能力 275m ³
	白門配水池	稲築	配水池	利用中止 (H30)	貯水能力 298m ³
S 4 1	柿ノ木第一配水池	山田	配水池	R 2 3	貯水能力 900m ³
S 4 4	中益浄水場	嘉穂	浄水場	R 1 3～1 4	施設能力 2,160m ³
	上臼井浄水場	碓井	浄水場	R 1 8～1 9	施設能力 700m ³
S 4 5	嘉穂主・副配水池	嘉穂	配水池	未定	貯水能力 (主) 550m ³ (副) 150m ³
S 4 8	十郎山配水池	稲築	配水池	未定	貯水能力 342m ³
S 5 2	熊ヶ畑配水池	山田	配水池	未定	貯水能力 130m ³
	柿ノ木第二配水池	山田	配水池	未定	貯水能力 1,271m ³
	黒田配水池	稲築	配水池	未定	貯水能力 500m ³
	貴船配水池	稲築	配水池	利用中止 (H30)	貯水能力 300m ³
S 5 3	中谷浄水場	碓井	浄水場	未定	施設能力 1,400m ³ ※無人化
	吉庵配水池	山田	配水池	未定	貯水能力 13m ³
S 5 8	猪ノ鼻配水池	山田	配水池	未定	貯水能力 98m ³
S 6 0	牛隈配水池	嘉穂	配水池	未定	貯水能力 450m ³

(2) 施設整備に係る事業計画と減価償却費の見通し



(3) 広域化について

表 3.4.1 本手引きにおける水道広域化の各形態の定義

形態	運営状況	認可	施設	組織	料金	管理
事業統合	- 経営主体も事業も一つに統合された形態 - 施設が一体的に運用されている形態は、水道法改正（H13）以前の水道広域化の概念	○	○※1	○	○	○
経営の一体化※2	経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態、県営用水供給事業で複数の事業を営んでいる場合等で料金は異なる。	×	×	○	×	○
業務の共同化	管理の一体化 - 維持管理の共同実施、共同委託（第三者委託、その他） - 総務系の事務処理などの共同実施、共同委託	×	×	×	×	○
	施設の共同化※3 - 共用施設（取水場、浄水場、水質試験センターなど）の保有 - 緊急時連絡管の接続、災害時の応援協定（ソフト的な施策）など	×	○	×	×	×

表中の○は、認可、施設、組織、料金、管理のそれぞれが、一体化あるいは一本化されていること、×はされていないことを示す。

※1：必ずしも施設は一体化されていなくても事業統合できる。

※2：一つの経営主体に複数の水道事業がある場合は、組織は一体であり、経営方針も統一されていると考えられる。例えば、複数事業を行う県営用水供給事業の他、佐賀東部水道企業団のような水道事業と用水供給事業を営んでいる場合等が挙げられる。

※3：共用施設は、運用段階において一体的に管理する場合もあり得る。

本書では、「管理の一体化」と「施設の共同化」を合わせて、『業務の共同化』という。

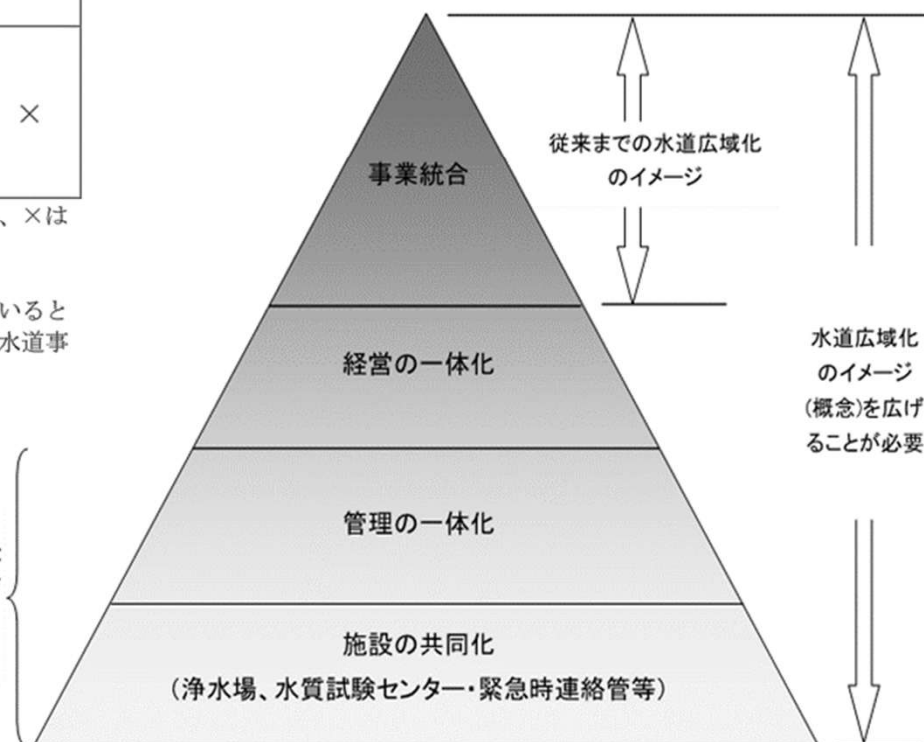


図 3.4.2 新たな水道広域化のイメージ

(3) 広域化について

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を発出し、全ての都道府県で策定済み。

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。
取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

(3) 広域化について

統合 年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実 現までに要した年数
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の <u>用水供給事業者</u> （1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
H28.4	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
H28.4	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
H29.4 H31.4 R3.4	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 <u>用水供給事業者</u> （1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
H30.4	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の <u>用水供給事業者</u> （1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の <u>用水供給事業者</u> （1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の <u>用水供給事業者</u> （1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、 <u>用水供給事業者</u> （1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
R4.4	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
R5.4	広島県水道広域連合企業団	571,000人	広島県内の <u>用水供給事業者</u> （広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

(4) 水道施設整備にかかる財源等の概要について

《国庫補助金等》

【個別補助】 水道基幹施設耐震化事業

【交付金】 水道総合地震対策事業

概要

上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化及び災害時の代替性・多重性の確保を行うための施設の整備等を行う事業

補助要件 【共通】

次の①～④のいずれにも該当すること。(③、④は個別補助のみ)

- ① 「上下水道耐震化計画」を策定していること。
- ② 次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。
 - ア 資本単価が水道事業にあっては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあっては70円/㎡以上であること。
 - イ 次の(ア)から(エ)のいずれにも該当する事業であること。
 - (ア) 料金回収率が100%以上
 - (イ) 以下の、直近5年間の上昇ポイント(年換算)の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)の合計値以上であること
 - ✓ 基幹管路の耐震適合率、浄水施設及び配水池の耐震化率
 - 又は、以下の現在の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。
 - ✓ 基幹管路の耐震適合率、浄水施設及び配水池の耐震化率
 - (ウ) 耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント(年換算)(ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント(年換算))が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント(年換算)の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)を上回っていること。

補足説明

- (1) 導水管・送水管耐震化事業、(2) 基幹水道構造物の耐震化事業、(5) 重要施設配水管を使う場合に必須である。
(エ) 上下水道耐震化計画を公表していること。

個別補助

交付金

簡水・飲供

水道

用供

(3) 水道管路緊急改善事業

補助要件

- ✓「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であること
(令和6年度以前に採択された事業は、令和11年までに限り、上記計画を策定していることを補助要件としない)
- ✓次の①～⑤のいずれかに該当すること
 - ① 1ヶ月10㎡使用した場合の家庭用水道料金が毎年度別途通知する平均料金(令和8年度は1,627円)よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値(令和8年度は300%)よりも高い上水道事業者であること。
 - ② ①に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月10㎡使用した場合の家庭用水道料金が、毎年度別途通知する平均料金(令和8年度は1,627円)よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値(令和8年度は1.9%)より低い上水道事業者であること。
 - ③ ①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高が、毎年度別途通知する値(令和8年度は300%)よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。
 - ④ 水道用水供給事業者であること。
 - ⑤「水の官民連携」(ウォーターPPP)導入に関連して実施する事業であること。なお、交付額の上限は以下のとおりとする。
 - ア コンセッション方式を導入する場合は、交付額の上限は5億円とする。
 - イ ア以外の「水の官民連携」(ウォーターPPP)を導入する場合は、交付額の上限は1億円とする。

対象施設

布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、ポリエチレン管及び耐震性の低い継手を有する塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)の更新事業であること。

(3) 水道施設整備にかかる財源等の概要について

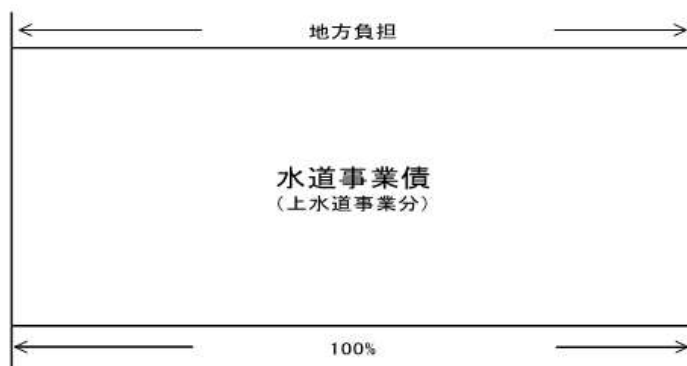
《企業債》

【地方財政措置の概要】

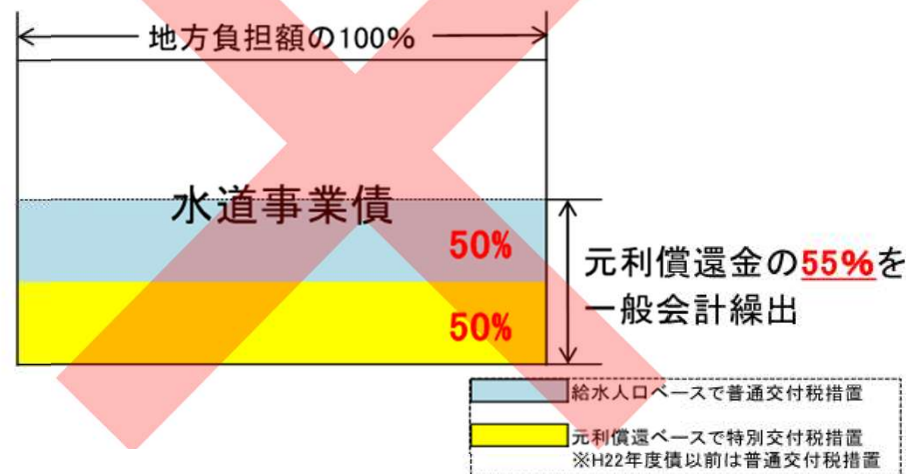
上水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は原則として講じていない。
簡易水道事業については、資本費負担の軽減を図るため、国庫補助金等を除いた簡易水道事業の建設改良に要する経費に対して地方財政措置を講じている。

【スキーム】

(上水道)



(簡易水道)



(国庫補助対象事業)



3 資産維持費設定別将来推計

(1) 口径別配分比率の見直しについて

(2) 総括原価に基づく水道料金の改定案と現行料金の比較

◎基本料金

口径	水量	現行	資産維持費 2 %	
			改定後	差
13mm	4m ³ まで	490	575	85
	8m ³ まで	980	1,150	170
20mm	4m ³ まで	540	1,200	660
	8m ³ まで	1,080	2,400	1,320
25mm	4m ³ まで	580	1,825	1,245
	8m ³ まで	1,160	3,650	2,490
30mm	8m ³ まで	1,270	5,200	3,930
40mm	8m ³ まで	1,540	9,540	8,000
50mm	8m ³ まで	1,880	15,230	13,350
75mm	8m ³ まで	3,080	36,330	33,250
100mm	8m ³ まで	4,760	66,180	61,420

◎超過料金

口径	水量	現行	資産維持費 2 %	
			標準	差
全口径	1m ³ につき	150	205	55

この料金表に伴う料金改定率は37%となる。

◎料金改定に伴う1か月分水道料金負担モデルケース比較

口径	使用 水量	現行 料金	資産維持費 2 %		利用モデル
			料金	上昇率	
13mm	4m ³	539	633	17.3%	高齢者単身世帯
	8m ³	1,078	1,265	17.3%	平均的な単身世帯
	20m ³	3,058	3,971	29.9%	家族3人
	40m ³	6,358	8,481	33.4%	家族5人
20mm	4m ³	594	1,320	122.2%	高齢者単身世帯
	8m ³	1,188	2,640	122.2%	平均的な単身世帯
	24m ³	3,828	6,248	63.2%	家族3人
	40m ³	6,468	9,856	52.4%	家族5人
25mm	40m ³	6,556	11,231	71.3%	家族5人
	75m ³	12,221	19,124	56.5%	平均的な使用水量
30mm	300m ³	49,577	71,566	44.4%	平均的な使用水量
40mm	400m ³	66,374	98,890	49.0%	平均的な使用水量
50mm	500m ³	83,248	127,699	53.4%	平均的な使用水量
75mm	800m ³	134,068	218,559	63.0%	平均的な使用水量
100mm	1,800m ³	300,916	476,894	58.5%	平均的な使用水量

※この表の金額は消費税相当額10%を含む

第3回審議会で課題として提示した口径別の料金上昇率に平準化について、「水道料金算定要領」に定める流量比に現状の料金体系や口径別の利用戸数等を踏まえ調整を実施を行った。

(1) 口径別配分比率の見直しについて

◎基本料金

(単位：円)

口径	水量	現行	前回提示分		第4回提示分	
			改定後	差	改定後	差
13mm	4m³まで	490	575	85	640	150
	8m³まで	980	1,150	170	1,280	300
20mm	4m³まで	540	1,200	660	710	170
	8m³まで	1,080	2,400	1,320	1,420	340
25mm	4m³まで	580	1,825	1,245	850	270
	8m³まで	1,160	3,650	2,490	1,700	540
30mm	8m³まで	1,270	5,200	3,930	2,620	1,350
40mm	8m³まで	1,540	9,540	8,000	7,860	6,320
50mm	8m³まで	1,880	15,230	13,350	12,520	10,640
75mm	8m³まで	3,080	36,330	33,250	29,870	26,790
100mm	8m³まで	4,760	66,180	61,420	39,830	35,070

この料金表に伴う料金改定率は37%

◎料金改定に伴う1か月分水道料金負担モデルケース比較

(単位：円)

口径	使用水量	現行料金	前回提示分		第4回提示分		利用モデル
			料金	上昇率	料金	上昇率	
13mm	4m³	539	633	17.4%	704	30.6%	高齢者単身世帯
	8m³	1,078	1,265	17.3%	1,408	30.6%	平均的な単身世帯
	20m³	3,058	3,971	29.9%	4,114	34.5%	家族3人
	40m³	6,358	8,481	33.4%	8,624	35.6%	家族5人
20mm	4m³	594	1,320	122.2%	781	31.5%	高齢者単身世帯
	8m³	1,188	2,640	122.2%	1,562	31.5%	平均的な単身世帯
	24m³	3,828	6,248	63.2%	5,170	35.1%	家族3人
	40m³	6,468	9,856	52.4%	8,778	35.7%	家族5人
25mm	40m³	6,556	11,231	71.3%	9,086	38.6%	家族5人
	75m³	12,221	19,124	56.5%	16,979	38.9%	平均的な使用水量
30mm	300m³	49,577	71,566	44.4%	68,728	38.6%	平均的な使用水量
40mm	400m³	66,374	98,890	49.0%	97,042	46.2%	平均的な使用水量
50mm	500m³	83,248	127,699	53.4%	124,718	49.8%	平均的な使用水量
75mm	800m³	134,068	218,559	63.0%	211,453	57.7%	平均的な使用水量
100mm	1,800m³	300,916	476,894	58.5%	447,909	48.8%	平均的な使用水量

※金額は消費税相当額10%を含む

口径別の配分を調整することにより、平均料金改定率に準じた各口径での上昇率の平準化を図った。

(2) 資産維持費の設定利率に基づく収支比較

第3回審議会で総括原価試算における目標設定として、災害等の発生における不測の事態に対応するための資金として給水収益の50%相当（約3億円）の内部留保資金確保を設定し、資産維持率2%として試算した。

《資産維持費算定》

対象資産 ①	5,566,890千円
資産維持率 ②	2.0%/年
料金算定期間 ③	5年
資産維持費 ①×②×③	556,690千円

※第3回審議会「資料2」の15ページより抜粋

《資産維持率の設定に基づく比較》

項 目	4.0%	3.0%	2.0%	1.5%	1.0%	0.7%
資産維持費	1,113,378千円	835,034千円	556,690千円	417,517千円	278,345千円	194,841千円
料金改定率	60%	48%	37%	30%	25%	21%
R13年度 留保資金残高	914,204千円	644,757千円	397,763千円	240,586千円	128,316千円	38,600千円
供給単価	236.34円 (志免町)	218.61円 (広川町)	202.36円 (田川広域)	192.02円 (飯塚市)	184.64円 (春日那珂川)	178.73円 (柳川市)
備 考		算定要領標準	前回試算分			

※（ ）は供給単価の類似する事業体を示す。

(2) 資産維持費の設定利率に基づく収支比較

(単位：千円)

項 目		今期料金算定期間					次期料金算定期間				
		R9 1年目	R10 2年目	R11 3年目	R12 4年目	R13 5年目	R14 6年目	R15 7年目	R16 8年目	R17 9年目	R18 10年目
収益的支出		593,287	612,394	609,159	597,576	599,128	624,237	675,201	675,680	681,404	685,003
0 資産 ・ 7 維 % 持	収益的收入	639,611	625,408	615,835	597,725	590,131	574,489	563,876	552,089	542,375	530,536
	収 支	46,324	13,014	6,676	149	△ 8,997	△ 49,748	△ 111,325	△ 123,591	△ 139,029	△ 154,467
	補てん財源	222,110	146,787	98,153	47,218	38,500	35,743	△ 85,287	△ 179,384	△ 317,174	△ 475,951
1 資産 ・ 0 維 % 持	収益的收入	658,208	643,615	633,812	615,379	607,511	591,496	580,576	568,481	558,505	546,314
	収 支	64,921	31,221	24,653	17,803	8,383	△ 32,741	△ 94,625	△ 107,199	△ 122,899	△ 138,689
	補てん財源	240,707	183,592	152,935	119,654	128,316	142,565	38,236	△ 39,469	△ 161,129	△ 304,129
1 資産 ・ 5 維 % 持	収益的收入	681,455	666,375	656,284	637,446	629,236	612,754	601,452	588,971	578,668	566,036
	収 支	88,168	53,981	47,125	39,870	30,108	△ 11,483	△ 73,749	△ 86,709	△ 102,736	△ 118,967
	補てん財源	263,954	229,598	221,413	210,199	240,586	276,093	192,639	135,425	33,927	△ 89,351
2 資産 ・ 0 維 % 持	収益的收入	714,000	698,239	687,744	668,339	659,650	642,516	630,677	617,657	606,895	593,646
	収 支	120,713	85,845	78,585	70,763	60,522	18,279	△ 44,524	△ 58,023	△ 74,509	△ 91,357
	補てん財源	296,499	294,007	317,282	336,962	397,763	463,032	408,804	380,276	307,005	211,338
3 資産 ・ 0 維 % 持	収益的收入	765,142	748,311	737,181	716,887	707,445	689,284	676,604	662,735	651,252	637,034
	収 支	171,855	135,917	128,022	119,311	108,317	65,047	1,403	△ 12,945	△ 30,152	△ 47,969
	補てん財源	347,642	395,222	467,933	536,161	644,757	756,794	748,492	765,042	736,129	683,849
4 資産 ・ 0 維 % 持	収益的收入	820,934	802,934	791,112	769,848	759,584	740,304	726,705	711,911	699,642	684,366
	収 支	227,647	190,540	181,953	172,272	160,456	116,067	51,504	36,231	18,238	△ 637
	補てん財源	403,434	505,637	632,280	753,469	914,204	1,077,261	1,119,061	1,184,787	1,204,263	1,199,316

※収益的収支及び資本的収支に係る詳細推計は別途資料を参照

(2) 資産維持費の設定利率に基づく収支比較

資産維持率	料金改定率	黒字期間	資金不足発生年度	次期料金改定見込率	説 明
0.7%	2.1%	4年	R15	3.3% (R13)	料金算定期間中において収支に赤字が生じる。内部留保資金も非常に乏しく有事での対応が困難。
1.0%	2.5%	5年	R16	2.9% (R14)	内部留保資金が1億円台で推移し、災害等の突発的な対応において支障を生じる可能性がある。
1.5%	3.0%	5年	R18	2.4% (R14)	内部留保資金が2億円台で目標値である年間給水収益の50%には届かないが、合併後初の本格的な料金改定を考慮すると検討すべき設定。
2.0%	3.7%	6年	R21	1.7% (R15)	今回の料金改定算定期間における内部留保資金の目標値である年間給水収益の50%を確保できる。
3.0%	4.8%	7年	R25	9% (R16)	年間給水収益相当の内部留保資金を確保でき、安定的な運営を確保できるが、料金負担が大きくなる。令和16年度以降に低率の料金改定は生じる。
4.0%	6.0%	9年	R27	1% (R18)	十分な内部留保資金を確保でき、管路更新に係る企業債の発行を抑制することで費用の削減が可能と考えられるが、料金負担が非常に大きくなる。

※ () 内の記載内容は次期料金改定が見込まれる年度を示す。

(2) 資産維持費の設定利率に基づく収支比較

◎料金体系比較表

《基本料金》

(単位：円)

口径	水量	現行	資産維持費 4 %		資産維持費 3 %		資産維持費 2 %		資産維持費1.5%		資産維持費1%		資産維持費0.7%	
			料金改定率60%		料金改定率48%		料金改定率37%		料金改定率30%		料金改定率25%		料金改定率21%	
			料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額
13mm	4m ³ まで	490	740	250	690	200	640	150	615	125	590	100	575	85
	8m ³ まで	980	1,480	500	1,380	400	1,280	300	1,230	250	1,180	200	1,150	170
20mm	4m ³ まで	540	820	280	765	225	710	170	680	140	655	115	635	95
	8m ³ まで	1,080	1,640	560	1,530	450	1,420	340	1,360	280	1,310	230	1,270	190
25mm	4m ³ まで	580	990	410	920	340	850	270	815	235	780	200	760	180
	8m ³ まで	1,160	1,980	820	1,840	680	1,700	540	1,630	470	1,560	400	1,520	360
30mm	8m ³ まで	1,270	3,050	1,780	2,830	1,560	2,620	1,350	2,510	1,240	2,400	1,130	2,330	1,060
40mm	8m ³ まで	1,540	9,380	7,840	8,620	7,080	7,860	6,320	7,480	5,940	7,100	5,560	6,870	5,330
50mm	8m ³ まで	1,880	14,980	13,100	13,750	11,870	12,520	10,640	11,910	10,030	11,300	9,420	10,930	9,050
75mm	8m ³ まで	3,080	35,740	32,660	32,800	29,720	29,870	26,790	28,400	25,320	26,940	23,860	26,060	22,980
100mm	8m ³ まで	4,760	47,630	42,870	43,730	38,970	39,830	35,070	37,880	33,120	35,950	31,190	34,760	30,000

《超過料金》

(単位：円)

口径	水量	現行	資産維持費 4 %		資産維持費 3 %		資産維持費 2 %		資産維持費1.5%		資産維持費1%		資産維持費0.7%	
			料金改定率60%		料金改定率48%		料金改定率37%		料金改定率30%		料金改定率25%		料金改定率21%	
			料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額
全口径	1m ³ につき	150	242	92	223	73	205	55	195	45	186	36	180	30

(2) 資産維持費の設定利率に基づく収支比較

◎利用モデル別比較表

(単位：円)

口径	使用 水量	現行 料金	資産維持費 4 %		資産維持費 3 %		資産維持費 2 %		資産維持費1.5%		資産維持費1%		資産維持費0.7%		利用モデル
			改定率60%		改定率48%		改定率37%		改定率30%		改定率25%		改定率21%		
			料金	上昇率	料金	上昇率	料金	上昇率	料金	上昇率	料金	上昇率	料金	上昇率	
13mm	4m³	539	814	51.0%	759	40.8%	704	30.6%	677	25.5%	649	20.4%	633	17.3%	高齢者単身世帯
	8m³	1,078	1,628	51.0%	1,518	40.8%	1,408	30.6%	1,353	25.5%	1,298	20.4%	1,265	17.3%	平均的な単身世帯
	20m³	3,058	4,822	57.7%	4,462	45.9%	4,114	34.5%	3,927	28.4%	3,753	22.7%	3,641	19.1%	家族 3 人
	40m³	6,358	10,146	59.6%	9,368	47.3%	8,624	35.6%	8,217	29.2%	7,845	23.4%	7,601	19.6%	家族 5 人
20mm	4m³	594	902	51.9%	842	41.7%	781	31.5%	748	25.9%	721	21.3%	699	17.6%	高齢者単身世帯
	8m³	1,188	1,804	51.9%	1,683	41.7%	1,562	31.5%	1,496	25.9%	1,441	21.3%	1,397	17.6%	平均的な単身世帯
	24m³	3,828	6,063	58.4%	5,608	46.5%	5,170	35.1%	4,928	28.7%	4,715	23.2%	4,565	19.3%	家族 3 人
	40m³	6,468	10,322	59.6%	9,533	47.4%	8,778	35.7%	8,360	29.3%	7,988	23.5%	7,733	19.6%	家族 5 人
25mm	40m³	6,556	10,696	63.2%	9,874	50.6%	9,086	38.6%	8,657	32.0%	8,263	26.0%	8,008	22.1%	家族 5 人
	75m³	12,221	20,013	63.8%	18,459	51.0%	16,979	38.9%	16,165	32.3%	15,424	26.2%	14,938	22.2%	平均的な使用水量
30mm	300m³	49,577	81,085	63.6%	74,741	50.8%	68,728	38.6%	65,395	31.9%	62,383	25.8%	60,379	21.8%	平均的な使用水量
40mm	400m³	66,374	114,668	72.8%	105,640	59.2%	97,042	46.2%	92,312	39.1%	88,013	32.6%	85,173	28.3%	平均的な使用水量
50mm	500m³	83,248	147,448	77.1%	135,813	63.1%	124,718	49.8%	118,635	42.5%	113,093	35.9%	109,439	31.5%	平均的な使用水量
75mm	800m³	134,068	250,144	86.6%	230,358	71.8%	211,453	57.7%	201,124	50.0%	191,677	43.0%	185,482	38.3%	平均的な使用水量
100mm	1,000m³	168,916	316,463	87.3%	291,441	72.5%	267,509	58.4%	254,452	50.6%	242,508	43.6%	234,652	38.9%	平均的な使用水量

※消費税相当額 10 %を含む。

4 水道加入金について

水道加入金の改定について

◎水道加入金改定の目的

水道施設の整備に要する経費に対する新規利用者と既存利用者との負担の公平を図る目的から、新規に水道メーターを設置する際の口径別水道加入金の額を改正し、料金収入以外の収入確保を図る。

口径	嘉麻市	飯塚市	桂川町	直方市	田川広域	宮若市	筑後市	春日那珂川	古賀市
1 3 mm	35,000	50,000	50,000	75,000	50,000	60,000	30,000	110,000	200,000
2 0 mm	70,000	135,000	150,000	115,000	130,000	120,000	70,000	308,000	300,000
2 5 mm	120,000	220,000	250,000	150,000	230,000	240,000	110,000	495,000	450,000
3 0 mm	150,000	—	450,000	—	250,000	480,000	160,000	—	800,000
4 0 mm	300,000	675,000	800,000	500,000	730,000	800,000	280,000	1,485,000	1,500,000
5 0 mm	450,000	1,000,000	1,200,000	1,000,000	1,250,000	1,600,000	450,000	2,277,000	2,000,000
7 5 mm	1,000,000	2,500,000	別に定める額	2,500,000	3,390,000	3,000,000	1,000,000	5,500,000	5,000,000
1 0 0 mm	別に定める額	4,250,000	別に定める額	5,000,000	別に定める額	別に定める額	1,700,000	9,658,000	10,000,000

◎水道加入金改定の考え方

上記表のとおり、嘉麻市の水道加入金の設定は、他の事業者と比較し安価な設定となっている。改定にあたっては、近隣の飯塚市及び桂川町の設定金額を参考にしつつ、以下の算定方法により改正案を作成する。

- ・口径 1 3 mm に対する加入金を飯塚市及び桂川町と同額の 5 0 , 0 0 0 円に設定。
- ・口径 2 0 mm 以上の加入金については、水道料金算定要領に示される口径別流量比により額を算定する。

水道加入金の改定について

◎水道加入金改定額案及び近隣事業者との比較 ※消費税を除く

(単位：円)

口径	嘉麻市		飯塚市	桂川町	直方市	田川広域	宮若市
	現 状	改定案					
1 3 mm	35,000	50,000	50,000	50,000	75,000	50,000	60,000
2 0 mm	70,000	125,000	135,000	150,000	115,000	130,000	120,000
2 5 mm	120,000	200,000	220,000	250,000	150,000	230,000	240,000
3 0 mm	150,000	300,000	—	450,000	—	250,000	480,000
4 0 mm	300,000	550,000	675,000	800,000	500,000	730,000	800,000
5 0 mm	450,000	900,000	1,000,000	1,200,000	1,000,000	1,250,000	1,600,000
7 5 mm	1,000,000	2,100,000	2,500,000	別に定める額	2,500,000	3,390,000	3,000,000
1 0 0 mm	別に定める額	3,850,000	4,250,000	別に定める額	5,000,000	別に定める額	別に定める額

◎水道加入金改定に伴う効果額（R 7 年度納入実績より）※消費税相当額10%を含む (単位：円)

項目	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	合計
現 状	1,809,500	0	132,000	0	0	0	0	0	1,941,500
改正案	2,585,000	0	220,000	0	0	0	0	0	2,805,000
差 額	775,500	0	88,000	0	0	0	0	0	863,500

※令和 7 年度の水道加入金納入実績に基づく試算では、**8 6 3, 0 0 0 円の収入額増加**が見込まれる。

5 今後の水道事業運営に関する 取り組み

水道事業運営に関する取り組み

●令和9年度～令和13年度《第1次料金改定算定期間まで》

▶水道メータ検針及び料金請求周期の検討

現状の毎月検針・請求方式から隔月（2カ月間隔）検針・請求方式に変更することでコスト削減（約1千万円程度）が期待できることから、利用者へのサービス面とコスト削減の関係を研究し検討を進める。

▶浄水場管理、検針徴収業務等の民間委託の検討

水道事業における職員数の削減及びサービス向上を目的とし、委託可能な事務事業を洗い出し、可能な限り経費の抑制につながる民間への業務委託の手法を検討する。なお、現状の料金関係及び浄水場管理業務に係る包括的な委託を実施した場合、経費は約2千万円～5千万円の増加が見込まれる。※専門業者より見積書より

●令和9年度～令和18年度《第2次料金改定算定期間まで》

▶DX・ICTの活用による業務効率化

管路や浄水場の遠隔監視に伴う管理人員の削減及び通信機能を有したスマートメーター導入による検針人の削減等人的コストの削減について検討を進める。ただし、現状では機器の設置に膨大な事業費が必要となることから、普及拡大によるコスト低減状況や水道局内の資金余力を確認しつつ、費用対効果がより発揮できるよう検討を進める。

▶広域的経営統合

広域化においては、近隣市町との同調が必要であり、単独市での意思では難しい面はあるが、広域化によるスケールメリットは今後の水道事業においては避けて通れない事項であるため、将来を見据えた協議検討を県の協力を得ながら実現に向けて取り組みを進めていく。

●令和9年度～令和24年度

▶水道施設の統合・削減

施設の維持管理経費の削減等を図るため、今後予定される浄水場及び配水池の大型建設事業の実施においては、既存の計画にとらわれず、水利権や取水、送水等に係る水道管理設費用等の全体的な影響額等も踏まえ、効率化と安定供給の観点を重視しながら、施設統合・廃止を含めた調整を図る。